

## 【別添2】

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に関する指針Q&A

番号	質問	回答
1	診療情報提供票(児童用)は、外来通院の児童は情報を記入しにくいのではないか。	診療情報提供票については、医療機関が養育支援を必要とすると判断した情報について、把握できる範囲で記入していただければ結構です。
2	医療機関からの情報提供先を市町村と保健所の2か所にしてもらえる方が保健所にも情報を持っておいてもらえる。また市町村が保健所に情報提供する時にスムーズにいくと考えられる。	今回、医療機関が保健機関に対して迅速に情報提供を行うために窓口の一本化をお願いしたところ です。 市町村と保健所の間で連絡を密にし、情報提供の円滑化を図るようお願いします。
3	現在医療機関から送付されてくる退院時サマリーと今回導入される診療情報提供票との兼ね合いを検討されたい。	今後、本制度の実施状況を踏まえて検討していく予定です。
4	市町村の養育支援の内容が分からないので、同意を得られるような説明がしにくい。	ご意見を踏まえ、保健機関等が行う養育支援の例を掲載した保護者向けのリーフレットを作成しましたので活用願います。
5	「同意」とは同意書等の文書が必要か？口頭だけの同意で良いのか？	口頭で結構ですが、誰の同意を得たのかについて必ず様式に記載願います。
6	「速やかに」とあるが、保健機関から医療機関へ結果票を返す期間は決まっているのか？	結果票を返す期間について明確に定めるものではありませんが、連携をより深める観点から、できるだけ早く医療機関に報告願います。
7	訪問対応できなかった場合、報告についてどうすれば良いか？	要支援家庭への支援においては、まずは訪問又は面接することが重要であると考えますが、訪問対応出来なかった場合においては、実際に対応した状況について報告願います。
8	訪問して医療機関への結果票送付について同意が得られない場合どうすれば良いか？	引き続き医療機関と保健機関が連携して支援する制度趣旨を説明するとともに、同意が得られない事実について、医療機関に対して電話等で連絡するようお願いします。
9	対応結果票に関し、発達状況として、注視、音反応、四肢運動、運動の左右差について確認することとなっているが、年齢に応じた発達の確認が必要ではないか？	対応結果票については、医療機関が養育支援を必要とすると判断した情報に対応する項目について、保健機関が必要であると判断した範囲で記入して下さい。